

# 令和5年度製菓衛生師試験実施要領

## 1 受験申込書受付の期間・場所及び試験日時・場所

	期 間	場 所
受験申込書 受 付	令和5年7月31日(月)から 令和5年8月10日(木)まで	県内各保健所
	日 時	場 所
試 験	令和5年11月25日(土) 午後1時30分から3時30分まで	三重県総合文化センター (津市一身田上津部田1234) 津市勤労者福祉センター(サン・ワーク津) (津市島崎町143番地6)

### 【注意】

- (1) 受験申込書は、三重県内の保健所の窓口に持参するか、封筒に「製菓衛生師試験受験申込書在中」と朱書きし、簡易書留など送達過程が記録できる方法で郵送してください。郵送の場合は、受付期間内に到着、または受付期間内の消印があるものに限り受け付けます。
- (2) 受付時間は午前8時30分から午後5時15分までです(正午から午後1時まで並びに土曜日、日曜日および祝日を除く。)
- (3) 試験会場は選べません。受験票に記載しお知らせしますので、指定された会場にお越しください。
- (4) 台風等の影響により試験を延期する場合には、試験当日の午前9時までに決定し、三重県のホームページ上に掲載します。ホームページを確認いただくか、三重県医療保健部食品安全課にお問い合わせください。  
県から受験者に対し、電話等での個別連絡は行いませんのでご注意ください。
- (5) 延期となった場合は、令和5年12月17日(日)に、高田中・高等学校(津市一身田町2843番地)において試験を実施します。

試験案内・延期等の情報提供のページ  
[https://www.pref.mie.lg.jp/SHOKUSEI/HP/70444044662\\_00001.htm](https://www.pref.mie.lg.jp/SHOKUSEI/HP/70444044662_00001.htm)



## 2 試験科目

- (1) 衛生法規 (2) 公衆衛生学 (3) 食品学
- (4) 食品衛生学 (5) 栄養学 (6) 製菓理論及び実技

(ただし、職業能力開発促進法施行令(昭和44年政令第258号)別表に掲げる検定職種のうち、菓子製造に係る1級又は2級の技能検定に合格した者は、申し出により試験科目のうち製菓理論及び実技に関する筆記試験の免除を受けることができます。)

## 3 受験資格

次のいずれかに該当する者

- (1) 新制中学校の卒業者(又はこれと同等以上の学歴のある者)で、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得した者
- (2) 新制中学校の卒業者(又はこれと同等以上の学歴のある者)で、菓子製造業、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業のうち、菓子の製造を営む施設に2年以上従事した者( )
- (3) 昭和41年12月26日現在、菓子製造業に従事し、かつ従事期間が3年を超えている者

次のような仕事は菓子製造の従事経験とは認められません。

- ・ 菓子製造業等で仕事をしていても、補助業務(計量、原材料の下処理、包装等)や直接菓子製造と関係のない業務(管理経営、販売、運搬、配達又は器具洗浄等)のみを行っていた期間
- ・ 料理教室などで菓子製造を教えていた期間や習った期間
- ・ パートやアルバイトで従事した菓子製造業務(ただし、週4日以上かつ1日6時間以上勤務している者は認められます。)
- ・ レストラン、ホテルなどの飲食店営業における菓子の調理業務

#### 4 受験申込みに必要な書類

必要書類		注意点
受験申込書	2部	2部提出してください。
<b>3受験資格 (1)の方</b>		
都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を習得したことを証明する書類	1部	ア 製菓衛生師養成施設の <u>卒業証書の写し</u> 、 <u>卒業証明書又は履修証明書</u> <u>郵送の場合は、卒業証明書又は履修証明書を提出してください。</u> イ 卒業証書の写しを提出する場合は、照合のため卒業証書原本を持参してください。 ウ 卒業証明書又は卒業証書の氏名が、婚姻その他の理由により現在の氏名と異なっている場合には、 <u>戸籍抄本を1通添付してください。</u>
<b>3受験資格 (2)の方</b>		
菓子製造業従事証明書	1部	従事証明書は原則として当該施設の営業者が証明し、証明印は証明者が個人の場合は実印を、法人の場合は代表者の職印として登記された印を用いてください。 ただし、従事者と営業者が同一人、配偶者又は二親等内の血族の場合若しくは廃業等によって元の営業者がいない場合は同業者の方か、所属団体の長から証明を受けてください。
中学校以上の卒業証明書(原本)又は卒業証書(原本及び写し)	1部	ア 卒業証書の写しを提出する場合は、照合のため卒業証書原本を持参してください。 <u>郵送の場合は、卒業証明書を提出してください。</u> イ 対象となる学校は、学校教育法による中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校(卒業証書等に高等課程、専門課程と記載のあるものに限る)をいい、専修学校の一般課程及び各種学校は除きます。 ウ 卒業証明書又は卒業証書の氏名が、婚姻その他の理由により現在の氏名と異なっている場合には、 <u>戸籍抄本を1通添付してください。</u>
<b>3受験資格 (3)の方</b>		
菓子製造業従事証明書	1部	従事証明書は原則として当該施設の営業者が証明し、証明印は証明者が個人の場合は実印を、法人の場合は代表者の職印として登記された印を用いてください。 ただし、従事者と営業者が同一人、配偶者又は二親等内の血族の場合若しくは廃業等によって元の営業者がいない場合は同業者の方か、所属団体の長から証明を受けてください。
写真	1枚	ア <u>縦4.5cm、横3.5cm</u> で申込書提出前6ヶ月以内に撮影した上半身、正面、無帽および無背景のものを提出してください。 イ 裏面に氏名、年齢及び撮影年月日を記載してください。
職業能力開発促進法の規定による菓子製造技能士資格の技能検定合格証書(原本及び写し)又は合格証明書(原本)	1部	合格証書の写しを提出する場合は、照合のため合格証書原本を持参してください。 製菓理論及び実技の免除を受けたい場合のみ必要となります。 <u>郵送の場合は、合格証明書を提出してください。</u>

#### 【再受験について】

平成30年度から令和4年度に三重県知事が実施した製菓衛生師試験の受験票(紛失した場合は受験申込書を提出する保健所にその旨申し出てください。)の提出により4 の書類を省略できます。受験申込書の所定の欄に受験年度及び受験番号を記載し、受験票原本を添付して申込手続を行って下さい。受験票の氏名が、婚姻その他の理由により現在の氏名と異なっている場合は、戸籍抄本を1通添付してください。

## 【注意】

- (1) かい書で丁寧に書いてください。万年筆又はボールペン(黒)を使用し、消せるボールペンは使用しないでください。訂正は、二重線(従事証明書については証明者印の押印)により行い、修正液、修正テープ等は使用しないでください。
- (2) 受験申込書提出後は、申込書、手数料、その他の提出書類は一切返還いたしません。
- (3) 受験申込書に虚偽の記載をしたり、虚偽の証明書を提出したことが判明した場合は、受験を拒否し、又は合格を取り消すことがあります。なお、刑法の規定により罰せられる場合もありますので留意してください。

## 5 受験手数料

9,700円(三重県収入証紙)

郵送の場合は、受験申込書のうち1部に三重県収入証紙を貼って送付してください。

## 【注意】

- (1) 収入印紙ではありません。
- (2) 販売所は銀行・農業協同組合等です。各県庁舎内にも販売所があります。
- (3) 郵送による購入方法については、県のホームページをご確認ください。  
県外からの三重県証紙の郵送購入については、ファミリーマート三重県庁店にて可能ですが、現金書留の受け取り後7営業日以内に発送を行っています。お手元に届くまでに時間を要することがありますので、購入はお早めをお願いします。

郵送による購入方法掲載のページ  
<https://www.pref.mie.lg.jp/D1SUITO/44915033387.htm>



販売所・注意点等掲載のページ  
<https://www.pref.mie.lg.jp/D1SUITO/39046033383.htm>



## 6 試験当日の注意事項

### 【持ち物】

- (1) 筆記用具(HB 又は B の黒鉛筆、消しゴム)  
これ以外の筆記用具(シャープペンシル等)は不可。
- (2) 受験票  
11月上旬に発送する予定です。試験日の1週間前までにお手元に届かない場合はお問い合わせ下さい。
- (3) 時計(通信機能のないもの)

### 【集合時間】

- (1) 試験についての説明を行いますので、試験会場に**13時**までに集合してください。  
開場時間は、12時30分を予定しています。  
試験開始後50分経過以降の受験は認めません。
- (2) 当日の会場周辺は混雑が予想されますので、時間に余裕を持ってお越しください。
- (3) 試験会場へはできるだけ公共交通機関でお越しください。

【会場アクセス】

三重県総合文化センター



JR  
近鉄  
三重交通

「津駅」から徒歩24分  
「津駅西口」からバス5分  
(「総合文化センター前・総合文化センター」下車)

津市勤労者福祉センター  
(サン・ワーク津)



JR  
近鉄  
三重交通

「津駅」から徒歩20分  
「津駅前」からバス6分  
(「イオン津」下車徒歩5分)

【その他】

- (1) 障がい等により受験に際し配慮が必要な場合は、必ず受験申込時に、個別にご相談ください。(車椅子の使用等)
- (2) 試験会場では、試験監督の指示に従ってください。

7 合格者発表

日時 令和5年12月25日(月) 午前10時

場所 県庁ロビ -、県内各保健所掲示板に掲示。

合格者には合格証書(ハガキ大)を郵送します。

電話やメールでの問い合わせには応じません。また、当日中にホームページにも掲載します。

合格者発表ページ

<https://www.pref.mie.lg.jp/SHOKUSEI/HP/85151044665.htm>



申込受付・問い合わせ先一覧(県内各保健所)

名 称	住 所	電 話 番 号
桑名保健所 衛生指導課	桑名市中央町 5-71 桑名庁舎 2 階	0594-24-3623
鈴鹿保健所 衛生指導課	鈴鹿市西条 5-117 鈴鹿庁舎 2 階	059-382-8674
津保健所 衛生指導課	津市桜橋 3-446-34 津庁舎 5 階	059-223-5112
松阪保健所 衛生指導課	松阪市高町 138 松阪庁舎 2 階	0598-50-0529
伊勢保健所 衛生指導課	伊勢市勢田町 628-2 伊勢庁舎 1 階	0596-27-5151
伊勢保健所 衛生指導課志摩市駐在	志摩市阿児町鷓方 3098-9 志摩庁舎 2 階	0599-43-5111
伊賀保健所 衛生指導課	伊賀市四十九町 2802 伊賀庁舎 2 階	0595-24-8080
尾鷲保健所 衛生指導課	尾鷲市坂場西町 1-1 尾鷲庁舎 2 階	0597-23-3461
熊野保健所 衛生指導課	熊野市井戸町 383 熊野保健所 2 階	0597-85-2159
四日市市保健所 衛生指導課	四日市市諏訪町 2-2 四日市市総合会館 4 階	059-352-0592

試験実施事務担当 申込受付は行いません

三重県医療保健部食品安全課	津市広明町 13	059-224-2343
---------------	----------	--------------